

利用者負担額（保育料）

利用者負担額は、父母の市町村民税所得割額の合算額による市の基準の階層区分、年齢及び保育必要量（保育標準時間・保育短時間）で決定されます。※詳細は裏面の「利用者負担額の算定について」をご覧ください。

4月～8月分 …前年度の市町村民税所得割額

9月～3月分 …当年度の市町村民税所得割額

）により算定します。

1 1号認定（教育標準時間認定）子どもの利用者負担額

※幼稚園・認定こども園（教育部分）をご利用の方

階層区分		0円 (無償)
第1階層	生活保護世帯	
第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	
第3階層	所得町割村課税額 ～77,100円以下	
第4-I階層	77,101円～144,100円以下	
第4-II階層	144,101円～211,200円以下	
第5階層	211,201円以上	

2 2号・3号認定（保育認定）子どもの利用者負担額

※保育所（園）・認定こども園（保育部分）をご利用の方

階層区分		3歳以上児		3歳未満児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯	0円 (無償)		0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯			0円	0円	
第3階層	市町村民税所得割課税額			～48,600円未満	13,000円 [6,500円]	12,000円 [6,000円]
第4-I階層				48,600円～ 57,700円未満	22,000円 [9,000円]	21,000円 [8,500円]
第4-II階層				57,700円～ 77,101円未満		
第4-III階層				77,101円～ 97,000円未満	22,000円	21,000円
第5階層				97,000円～ 169,000円未満	30,000円	29,000円
第6階層				169,000円～ 301,000円未満	38,500円	37,500円
第7階層		301,000円～ 397,000円未満	42,500円	41,500円		
第8階層		397,000円～	44,000円	43,000円		

※[]は、ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯等に該当する場合の利用者負担額

- ① 同一世帯で小学校就学前児童が、同時に保育所（園）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設、特例保育、家庭的保育事業等、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している場合は、2人目の児童は上記の半額、3人目以降の児童は無料となります。
- ② 第4-I階層以下の世帯で、生計を一にする子どものうち、2人目以降の児童は無料となります。
- ③ 第4-II階層以下の世帯で、その世帯がひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯等に該当する場合は、保護者と生計を一にする子どものうち、2人目以降の児童は無料となります。
- ④ 18歳未満の児童を2人以上養育している世帯の、2人目以降の児童は無料となります。（※18歳未満とは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます）

利用者負担額の算定について

- ◆算定の基礎となる市町村民税額は、父母にかかる所得割額の合算額です。
ただし、父母の年間収入が103万円以下の場合、同居又は生計を一にしているその他の扶養義務者（家計の主宰者）についても保育料算定の対象となります。なお、父母の収入で生計が成り立っていると認められる場合は父母のみ算定の対象となる場合があります。（詳しくは子ども子育て課までお問い合わせください。）
- ◆階層の判定に用いる市町村民税額は、**税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）適用前の税額**となります。（ただし、調整控除、税額調整額を除く。）
- ◆年度途中で、市町村民税額が変更となった場合は、利用者負担額の見直しを行ないますので、必ず変更後の市町村民税額がわかるものを担当課へ提出してください。なお、見直しの対象は当該年度分に限り、（当該年度3月31日までにお知らせください。）

年齢区分について

- ◆2号・3号認定の利用者負担額は4月1日の年齢で算定します。年度の途中で満2歳から満3歳になり、認定区分が3号認定から2号認定に変更となっても、利用者負担額は3歳未満児での算定となります。

副食（おかず・おやつ等）費について 【3歳児～5歳児クラスの方】

- ◆食材料費は原則、保護者の実費負担となります。
- ◆下記の要件に該当する子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除または補助されます。

	免 除	補 助（4,700円/月まで）
1号認定の子ども	・第3階層以下の世帯の児童 ・第4-I階層以上の世帯の小学校3年生から数えた3人目以降の児童	・第4-I階層以上の世帯で、18歳未満の児童を3人以上養育している世帯の第3子以降の児童
2号認定の子ども	・保育園等に同時入所している3人目以降の児童 ・第4-I階層以下（ひとり親世帯等は第4-II階層以下）の世帯の児童 ・第4-II階層～第5階層の世帯で、18歳未満の児童を3人以上養育している世帯の第3子以降の児童	・第6階層以上の世帯で18歳未満の児童を3人以上養育している世帯の第3子以降の児童

利用者負担額の納付について ※認定こども園、小規模保育園（私立）をご利用の方は施設へ直接お問い合わせください

- ◆利用者負担額は原則、ご指定の口座から、毎月月末（土・日・祝祭日にあたる場合はその翌日）に振替いたします。ただし、12月分は28日に振替となりますが、28日が金融機関の休業日の場合、前営業日に振替となります。振替できなかった場合は、不能通知書によりお知らせしますので、金融機関または下記お問い合わせ先の窓口で納付してください。
- ◆長期にわたって納付が遅れますと、市税等に準じて滞納整理（預金等の差し押さえ）の処分を実施することがありますので、納付について、お困りごとがあればお早めにご相談ください。

支給認定の変更について

- ◆勤務状況の変更、妊娠・出産、育児休業の取得・終了など、**保育を必要とする事由が変更となる場合や、住所、氏名、家族構成等が変更となった場合は、ご利用の施設で「支給認定変更申請書兼変更届」を提出してください。** ※保育を必要とする事由の変更がある場合は、それを証する書類も提出してください。
- ◆変更届の**提出期限は毎月20日**です。届出の翌月から認定を変更します。（21日以降に提出された場合は翌々月からの変更となります。）

その他

- ◆利用者負担額は、出欠にかかわらず、在籍される限り月額を納付していただきます。ただし、入院等により連続して15日以上長期欠席をされる場合はご相談ください。

【担当課（お問い合わせ先）】（月～金：午前8時30分～午後5時15分）

健康福祉部 子ども子育て課 076-274-9527